

# 鴨川

暑中お見舞  
申し上げます

第3号 1988.8.1

鴨川法律事務所

# 弁護士制度のあらまし——その一



弁護士 坂元和夫

「親しまれる弁護士」というのは、近年各地の弁護士会でよくいわれる合言葉です。それだけ、弁護士が国民からみて近い存在ではなかったということなのでしょう。そこで、この事務所報で数回にわけて、皆様に弁護士制度のあらましを説明したいと思います。

## 社会生活のルール

### から法律が

原始の昔、人間が社会をつくるとともに、これを維持する必要上、社会生活上の行動のルールが自然にできました。これが法の萌芽です。

社会が発達し、支配者と被支配者が階層分化して、国家が成立すると、右のルールは、法として整備されていきます。法ができると、

する必要を生じます。

## 弁護士のルーツは

### 古代ローマから

しかし、全ての人が法についての知識や判断力を備えているわけではないので、他人が助言をしたり、代弁をする現象が起こります。

当初は、親戚、知人、地域の有力者のなかの知識、経験のある者が、助言、代弁を行っていたのでしようが、次第にこれが職業化して、現在の弁護士の原型が出来上がりました。

それによって利益を守られる者は権利を有することになり、又、その法が国家、社会の基幹にかかわる事柄に関する場合、法に違反する者は制裁（刑罰）を受けます。そして、権利の有無の判断や法に違反したか否か、制裁を科すかどうかの判断を国家が裁判の形式で行うようになると、人民の側は、自己の権利を守り、あるいは、いわれのない刑罰を科せられないよう防禦

これは、無報酬で行うことになっていましたが、その後、法律制度が複雑になって、弁護のための研究と準備に時間と労力を要するようになると、次第に報酬を支払う慣行が発生し職業として確立していくようになります。この頃には、弁護の仕事をする人はアドヴォカートのウスと呼ばれていました。

しかし、弁護はそれ自体のために行うもので、報酬を目的とてなされるべきでなく、弁護士は、適正な謝礼を依頼人の自発的意思のもとに受け取るべきであるとの原則は維持されていたといわれます。ローマにおけるアドヴォカートの職業としての特殊性は、近代の弁護士制度に大きな影響を与えています。

英米において、弁護士が聖職者、医者とともに、プロフェッション（Profession）と呼ばれ、公共に対する奉仕の精神を中核とし、他の商売と異なり、収入を得ることが第一の目的であってはならないと書かれているのは、このローマの制度に由来するものです。

## 変容する

### 弁護士倫理

しかし、弁護士のプロフェッション性も、現代の巨大なビジネス社会の中で変容しつつあります。例えば、ニューヨーク・ウォール街の大法律事務所などの弁護士は、弁護士業務を完全にビジネスと割り切っているといわれます。

この傾向は、我が国においても大都市を中心に広がってきており、弁護士会内で、かなりはつきりした見解の対立がみられるようになりしました。

その背景には、徹底したビジネス性を求める企業の論理と、従来通りのプロフェッション性を求める普通の市民のニーズが併存する現実があります。

（以下次号）



弁護士は、よく重い鞆を持っていくといわれ

ます。これは、裁判記録などをたくさん鞆につめていくことから言われることが多いのですが、私は、むしろ、精神的に重い荷物をいつも鞆につめているような気がします。

## 五

年程前、一件の国選弁護事件を受任しました。無免許運転で交通事故を起こしたという事件ですが、今回の事件までに、六回の無免許運転で一度執行猶予の判決を受けたあと、さらに三回の無免許運転をくり返し、罰金の処罰を受けたという前科があります。

さっそく、Aさんに事務所まで来てもらい、詳しく事情を聞いてみました。Aさんは、かつては、ちゃんと免許を持っていたものの、更新手続のミスで、失権したあと、つい無免許

運転をやったところから、その後免許を取得する機会を閉ざされてしまったとのこと。そして、妻子をかかえた生活苦の中で、少しでも条件のよい職場を得るために、無免許であることを隠して勤務せざるをえなかったとのことでした。

私としては、Aさんが、このように無免許運転をせざるをえなかった経済的事情や今後絶対無免許運転をさせないことを監督する旨の証言をAさんの奥さんや雇い主にしてもらいました。その結果、地方裁判所の判決では、再び執行猶予の判決が下されました。

## 判

決の結果を喜んだのもつかの間、検察官は、高等裁判所に控訴しました。Aさんのこれまでの無免許歴からみて判決は軽すぎる、実刑にすべきであるというのです。執行猶予の場合には、Aさんは、猶予の期間中に再び犯罪を犯すなどして猶予がとりけされない限

り、刑務所に入らなくてよいのですが、実刑の場合には、刑務所に直ちに入らなければなりません。検察官が、刑が軽すぎるとして控訴したときには、もとの判決がひっくり返り、検察官の主張がとり入れら



れることが多いのです。

私は、地方裁判所とは、違った見方からこの事件の弁護をしないと執行猶予にはならないぞと覚悟を新たにAさんと話しあいました。なぜAさんが、無免許運

転をくり返したのかをもう一度問い直してみたところ、Aさんは、「私も免許をとって、法律を守って運転したいと思っていました。だけど、誰も、私が、いつ、どうやってたら免許をとれるのか教えてくれなかった。」ともらしたのです。私は、それだ、と思いました。二度と運転しないことを誓わずよりも、二度と無免許で運転しないことを誓わずべきではないか。

調査の結果、Aさんは、仮免許まではとれることがわかりました。仮免許さえとっておけば、無免許運転による資格停止の期間が終了すれば、正式に免許をとることができず。ただ、仮免許の有効期間が短かいため無駄になるかも知れません。しかし、Aさんは、奥さんの協力も得て、早朝から教習所にかよい、仮免許はとることができ、その協力の経過を裁判所で証言してもらい、めでたく高等

裁判所でも執行猶予の判決が下りました。

## 私

は、この事件で、被告人の更生（二度と犯罪を犯さないこと）をめざす裁判ができたと思っています。

ところが、この判決から約半年後、再びAさんから電話がありました。涙ながらに、「また無免許運転をやってしまった。弁護をお願いしたい」というのです。私は、本当に眼の前が真っ暗になった気がしました。迷った末、私は、Aさんの弁護を断ることにしました。

このように、Aさんの事件は、私の鞆に、重い記録として、積み重ねられています。しかし、いつかは、Aさんも、私が弁護を断った本当の気持ちがかつてくれるのではないかと、今日も重い鞆をながめています。

# 証人心得



弁護士 山崎浩一

## ● 証人依頼があったらー

まったく赤の他人の裁判の証人になってほしいとたのまれたら、誰しもできれば勘弁してほしいと思われるにちがひありません。弁護士としても証言を依頼することは、証人となることは国民の義務であるなどという法律論を前提にしても、なお心苦しいものです。

しかし、裁判ではいくら正しいことをいっていても証拠がなければ勝てません。証人がいないばかりに勝つべきものが勝てなかったというところもありえるのです。そこで、証人依頼があったときにはできるだけ協力を

## ● 証人は何をするのかー

では、証人となった場合には、どのようなことに注意をしたらよいのでしょうか。

証人として法廷にいくと、壇上には裁判官がいて、その下に書記官がいます。そして、向かって左に原告代理人、右に被告代理人が座っています。後ろには傍聴席があり、誰でも入れるようになっています。ただ、現実には一般の人が傍聴に来るといったことは殆どありません。など以前証人に言っていたところ、大学の法学部の学生で一杯だったことがあり閉口しました。審理が始まると、まず、

裁判官から、人定質問を受け、嘘をいわないという宣誓をします。そして、証人を申請した方から質問を受けます。これが終わると、相手方から反対尋問を受けます。場合により、裁判官から質問されることもあり

## ● 証言のときの注意事項

### 1 嘘はいわない

悪意で嘘をいうことが許されないことは勿論ですが、当事者に好意をもつあまり記憶にないことをつい言ってしまふこともいけないことです。そもそも宣誓のうえ記憶に反する証言をすることは偽証罪にあたります。

### 2 自分の体験したことを証言する

証人は自分の体験したことだけを証言すべき立場にあります。ですから、自分の体験していないことを聞かれても知らないと答えるべきです。外国の裁判の例で、弁護士が「その時、A

さんはどう思っていましたか。」という質問をしたときに、裁判官が「他人の気持ちには悪魔でもわからないという諺があります。証人には体験したことだけを聞いて下さい」と注意をしたということがあります。

### 3 あいまいな返事をしない。

日本古来の話法の故か、はっきりしていることについても断言せず、「・・・と思います」という人がいます。しかし、これではその証言の価値が著しく低くなります。証人になった場合には、謙虚になるべき場合と凶々しくなる場合とわかまえる必要があります。

### 4 聞かれたことへの結論だけ答える

殆どの証人体験者が口にするのが、結論だけ言えといわれても、それだけでは本当の意味が伝わらないということ

確かにそのとおりではあります。あまり長く答え

ると反対尋問で追求されるきっかけを与えますし、書記官が証言を書き取ることが困難になります。

### 5 質問の意味をよく理解する。

質問によっては単純に「イエス」「ノー」と答えることのできないものもあります。たとえば、AさんがBさんを殴ったかどうか問題になったときに「Aさんは、殴るのをやめましたか。」という質問に対し「イエス」と答えるとAさんはやめるまでは殴ったことになり、結局はAさんは殴ったことになり、このように質問をすることは許されないので、証人としてもこのような意地の悪い質問があることを胆に命じ注意をして答えるべきでしょう。



## 「一〇〇〇円」の手形の効力

最近、最高裁判所の判決で、ちょっとおもしろい判決がありました。

手形では、よく、金額欄に金額を記入し、その横の欄外に算用数字で書きの小文字で金額を書いておくことがあります。

この件は、振出人のミスで、金額欄に「壹百萬円」と書くべきところを「壹百円」と手書きで記入し、横の算用数字には「1,000,000」と書いてあった手形について、支払い金額が一〇〇万円なのか一〇〇万円なのかが争われた事案です。

この場合、振出人の意思としては、「壹百萬円」と書くつもりで、一〇〇円と誤って書いたものと思われるので、振出人は一〇〇万円の支払義務を負うようにも

見えますが、最高裁は、一〇〇円のみ支払えばよいと判決を下しました。

何だか常識に反するような判決ですが、よく考えてみますと、手形は、いろいろな人の間を転々と流通するものですから、肝心の手形金額が確定しないようなことでは困ります。そこで、手形法は、手形面に重複した金額の表示があり、その額に差異があるとき、「文字」と「数字」の場合は「文字」を、両方とも「文字」又は「数字」のときは、最

小金額をもって手形金額とすると規定しています。

このケースで、原審は、今時、一〇〇円の手形が振出される例がないことや、手形に貼付された印紙額（一〇〇円）から推測される振出人の意思を優先させ、振出人は「壹百萬円」と書くつもりで「萬」の字を書き落したものとし、手形金額は一〇〇万円であるという常識的な結論を下しましたが、最高裁は、手形法の条文に忠実な解釈をとり、文字をもって記載された、一〇〇円が手形金額であると判決したものです。

### 尺八演奏会のご案内

第一八回清荒社定期演奏会

・日時 昭和六三年八月一四日（日）

午後〇時より（入場料一〇〇〇円）

・場所 ルネッサンスホール（京都駅前）

・指導 三好荒山師（都山流竹琳軒）

尾藤弁護士が「朝風」を吹きます。

招待券ありますので、入用の方はご連絡下さい。